



国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドックを受ける方への助成

市では国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドックの助成を行っています。

市と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、次のとおり助成を受けられます。

▼国民健康保険Ⅱ検査費用の7割相当額(4万円を限度)

▼後期高齢者医療保険Ⅱ検査費用の4割相当額(1万6千円を限度)

◆助成条件

・30歳以上の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者

・期限到来分の保険料(料)を完納している方
・同年度内に特定健康診査

予防接種のお知らせ

◆高齢者のインフルエンザ予防接種

▼対象Ⅱ市の住民基本台帳に登録されている方で、接種日に次の要件を満たしている方

①65歳以上の方(誕生日の前日から受けられます)

②満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる

免疫の機能に障害を有する方

案内(予診票)は昭和28年10月1日(昭和30年9月30日)生まれの方、および平成30年度または令和元年度に接種を受けた方に送付しています。

予診票が送付されず、①、

予診票が送付されず、①、

および人間ドックを受診していない方
※検査項目が重複するため、特定健康診査および人間ドックは、どちらか一方を受診してください。

◆手続き方法

医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日・受診するコースの分かるものと被保険者証を持参し、市民課または白里出張所で申請してください。承認書を交付しますので、予約した医療機関へ

提出してください(白里出張所で申請した場合は後日承認書を交付します)。

◆市と契約している医療機関

市立大網病院、浅井病院、井上記念病院、亀田クリニック、亀田総合病院附属幕張クリニック、公立長生病院、国保旭中央病院、斎藤労災病院、さんむ医療センター、塩田病院、JCHO千葉病院、千葉メディカルセンター、千葉ロイヤルクリニック、ちば県民保健予防財団、ポトスクエ

ア柏戸クリニック、山之内病院、リソルクリニック
※検査内容は医療機関によって異なりますので、予約をする際に医療機関へ直接ご確認ください。

◆高年齢者の肺炎球菌予防接種

対象者には個別通知(紫色の予診票)で4月にお知らせをしています。次に該当する方は、個別通知を御覧いただけます。接種は市内および県内の相互乗り入れに加入している医療機関で受けられます。

・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級相当の障害のある方で23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を受けたことがある方

※脾臓摘出手術を受けた場合は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

は保険適用になります。

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金(医療機関等の窓口負担)の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により身体または資産に著しい損害を受けた場合
・干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等で収入が著しく減少した場合
・事業の休止や失業等により収入が著しく減少した場合
※具体的基準や減免等の期間、手続きなどの詳細は問い合わせください。

●市民課国保班
☎0475(70)0334

「第十一次戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の申請受付を行っています

国として弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に対して特別弔慰金(記名国債)の支給申請の受付を行っています。

▶請求期間=令和5年3月31日まで
※請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

▶支給対象=令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、ご遺族お一人に支給します。

▶支給額=25万円(5年償還の記名国債)
支給条件、申請方法などの詳細は問い合わせください。

●市民課国保班
☎0475(70)0330

ねんきんナビ

納めた国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じように、「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

また、自分の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い制度です。保険料の納め忘れのないようきちんと納めてください。

◆控除の対象
令和2年1月~12月に納められた国民年金保険料全額
※過年度分や追納された分も含まれます。

◆控除を受けるには
社会保険料控除を受けるに

は、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書や保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

◆控除証明書の送付
令和2年1月1日~9月30日に保険料を納付された方は、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。申告書提出の際は、証明書または領収証書を添付してください。

※10月1日~12月31日の間に今年初めて保険料を納められた方は、令和3年2月上旬に控除証明書が送付されます。

●千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

傷病手当金の適用期間を延長します

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ、療養のために連続4日以上仕事をすることができなかった方に傷病手当金を支給していますが、引き続き、

10月1日から12月31日の期間においても同様の支援を行います。

ただし、給与の全部または一部を受けることができるときは、傷病手当金の支給額が調整される場合や支給されない場合があります。

▼対象者
市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている)のうち、次に該当する方

・新型コロナウイルス感染症に感染した方
・発熱等の症状があり、感染

が疑われる方
・療養のために仕事をすることができない方

▼支給対象日数
仕事をすることができなくなった日から起算して4日

目以降に仕事をすることができなくなった期間のうち就労を予定していた日数

▼支給額
直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数(上限があります)

▼適用期間
令和2年1月1日から12月31日の間で療養のために仕事をすることができなかった期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

◆提出書類(別表のとおり)
※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前

にご相談ください。
※申請書は市ホームページに掲載しています。
※郵送でも受け付けます。

●別表

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
①世帯主記入用	①被保険者記入用(様式第29号の2)
②被保険者記入用	②被保険者記入用(様式第29号の3)
③事業主記入用	③事業主記入用
④医療機関記入用	④医療機関記入用

●市民課国保班
☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336